



奈良・平安時代になると、生産技術のさらなる向上により、前回紹介した古墳時代以上に大量の物資を供給できるようになってきました。そのことから、「大量消費型社会」という側面が垣間見えてきます。ただ、一方では、身のまわりにある資源を転用した例も多く確認されることから、再資源化という意図を汲み取ることもできます。以下で、今回の展示品の中から、転用(Recycle)された例をいくつか紹介します。

土器片有孔円板は、縄文時代以降の遺跡から出土する丸く整形した土器片等の中央に孔をあけた資料で、糸つむぎのための紡錘車の部品(紡輪)と考えられています。孔に軸を通し、その軸を回転させることにより、繊維に撚りがかった糸をつくることができます。専用品としては、土製や石製がありますが、奈良・平安時代には鉄製も使われるようになります。織布や編布の生産には紡錘車が欠かせない道具となりますが、こうした転用された紡錘車の存在がそれを支えていたのではないのでしょうか。



瓦を転用した有孔円板
(市川市北下遺跡)



紡錘車の使い方
(『芝山町史 通史編 上』)

奈良・平安時代になると、律令体制の地方への浸透のために、文書による行政が盛んに行われます。それに伴って文字が普及し、遺跡からも多くの文字資料が発見されています。文字を書くためには、硯・墨・筆などの文房具が必要となってきます。墨や筆が遺跡から出土することはほとんどありませんが、焼き物である硯は比較的多く見つかっています。円面硯などの専用の硯は、役所や寺院などの公的な施設から出土することが一般的であり、非常に貴重なものです。その一方で、地域の拠点的な集落や一般集落からは、壊れた須恵器や土師器などの土器片に磨られた面や墨の痕跡を残す転用硯がたくさん出土しています。千葉県は土器に文字を書いた墨書土器の出土量が全国一を誇っていますが、転用硯の使用がそれを支えていたのかもしれない。



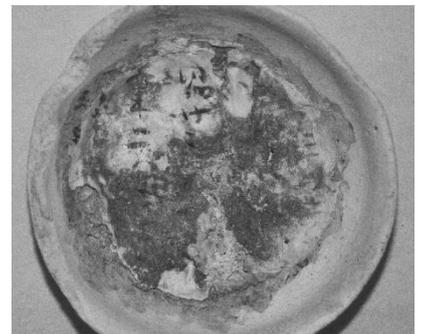
墨の痕跡が残る須恵器杯
(君津市郡遺跡)

漆は、旧石器時代から現代まで使われた日本人になじみの深いもので、古くから、うつわの彩色や接着剤など多様な目的に使われています。その一方で、漆は保管が難しく、硬化を防ぐために外気を遮断する必要があります。奈良・平安時代には、生活で使われた土器を漆容器として転用している例が見られます。この時期、外気と遮断する蓋として確認できる資料に、役所などから譲り受けた廃棄文書(反故紙)があります。

容器に保管した漆に落とし蓋のように紙を密着させることにより、外気と遮断させますが、漆が浸み込んだ部分が防腐・硬化作用を受けて容器内に残ることがあります。これを「漆紙文書」と呼んでいます。赤外線カメラで写してみると、



漆容器と蓋紙
(君津市郡遺跡)



赤外線撮影した漆紙文書

文字が浮かび上がってきます。古代の文献ではよく分からない地方行政の実態を考える上で、非常に重要な資料となっています。君津市郡遺跡の漆紙文書は断片的にしか分かりませんが、田地などの面積や収穫高などに関する帳簿(田籍)であった可能性があります。県内では出土の少ない漆紙文書の本物をこの機会に是非ご覧になってください。

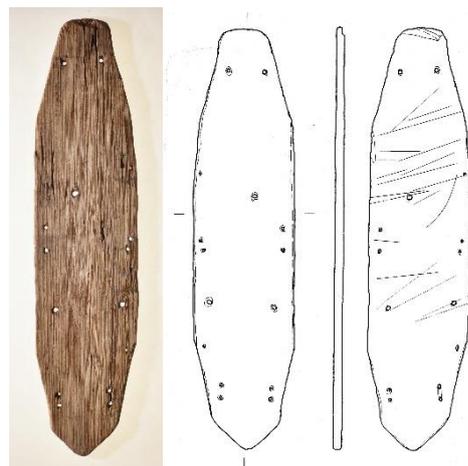
低地遺跡の発掘調査では、台地上の遺跡ではほとんど見つからない木製品がたくさん出土し、さまざまな情報を提供してくれます。その木製品の中には、再加工して別の用途に使われたと考えられる資料が含まれています。木製品を入手するには、木の伐採から加工までさまざまな道具や専門的な技術が必要であるため、省力化と資源の有効活用という点から身の周りにある使われなくなった木製品を再利用したようです。

市原市市原条里制遺跡では、曲物の底板を転用した田下駄が数多く見つかっています。短冊状の底板を再加工し、鼻緒を通すための孔が開けられています。この転用された田下駄のいくつかには、刃の当たったような細かい線状の痕跡が観察され、まな板として再利用していたことが想定されます。曲物→まな板→田下駄という順番で転用されていったようです。

市川市後通遺跡では、大型のスギ材4枚を方形に組んだ井戸が発掘されました。井戸内には、径63cmの集水施設と思われるヒノキの大型曲物が入れられていました。大型のスギ材は部分的に孔が開けられるなど、井戸枠には必要のない加工が施されていることから、転用品であることは間違いありません。何を転用したかについては確定できませんが、板材が「く」の字状に曲がっていることなどから、船の部材であった可能性もあります。

カマド部材として土器などを転用した例も見つかっています。カマドは、古墳時代中頃の5世紀代に朝鮮半島から伝わってきた新しい施設で、それまで長期間使われてきた炉に代わって竪穴住居内での調理や暖房などの役割を担っています。

袖ヶ浦市永吉台遺跡群の西寺原地区では、土師器の甕を転用したカマドが見つかっています。長い煙道内に底部を打ち欠いた9個体の甕を連結して据えられており、煙道部が崩れないように補強したものと考えられます。この遺跡では、同じようなカマドがいくつか確認されています。また、市原市武士遺跡では、煙道部に平瓦を並べている例も確認されます。不要となった甕や瓦を補強材として転用する意図をうかがうことができます。



田下駄(市原市市原条里制遺跡)



井戸(市川市後通遺跡)



甕を転用したカマド
(袖ヶ浦市永吉台遺跡群西寺原地区)



瓦を転用したカマド
(市原市武士遺跡)